

平 2 2 広地発第 4 号
平成 2 2 年 7 月 1 3 日

青森県知事
三村 申吾 殿

日本原燃株式会社
代表取締役社長 川井 吉彦

海外から返還される低レベル放射性廃棄物等の最終処分について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴県関係者の皆様におかれましては、当社の原子燃料サイクル事業につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを心から御礼申し上げます。

さて、当社は、3月2日貴県に、仏国から返還される低レベル放射性廃棄物の固型物収納体（CSD-C）、低レベル放射性廃棄物ガラス固化体（CSD-B）及び代替取得により英国から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体並びに六ヶ所再処理工場から発生する低レベル放射性廃棄物のハル等圧縮体の受入れ・貯蔵の計画につき要請をいたしました。これらのうち低レベル放射性廃棄物については、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体のような30年から50年にわたる冷却期間は必要ありませんが、高レベル放射性廃棄物ガラス固化体と同様に地層処分対象とすることが「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」にて規定されています。

従って、当社は、固型物収納体（CSD-C）、低レベル放射性廃棄物ガラス固化体（CSD-B）及びハル等圧縮体につきまして、電気事業者の意向を踏まえ、最終処分施設が操業開始次第、電気事業者により速やかに青森県外へ搬出させることを確約いたします。なお、代替取得により英国から返還される高レベル放射性廃棄物ガラス固化体については、六ヶ所村に貯蔵される他の高レベル放射性廃棄物ガラス固化体と同様、貯蔵管理期間終了時点までに、確実に青森県外へ搬出させることを確約いたします。

敬 具